

議案第 2 1 号

鳥取県収入証紙条例を廃止する条例

次のとおり鳥取県収入証紙条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県収入証紙条例を廃止する条例

（鳥取県収入証紙条例の廃止）

第1条 鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）は、廃止する。

（鳥取県税条例の一部改正）

第2条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者（個人の県民税及び<u>地方消費税</u>の貨物割に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとし、第3号に掲げる者に対する払込みは、法第747条の5の2第2項に規定する特定徴収金に限るものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の払込みは、同項第1号又は第2号に該当する者に対して行う場合にあつては納付書、<u>納入書又は第137条の9第1項若しくは第144条の規定により提出すべき申告書</u>により、同項第3号</p>	<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者（個人の県民税、<u>地方消費税</u>の貨物割並びに<u>証紙徴収の方法により徴収される自動車税及び狩猟税</u>に係る者を除く。）又は特別徴収義務者（個人の県民税に係る者を除く。）が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとし、第3号に掲げる者に対する払込みは、法第747条の5の2第2項に規定する特定徴収金に限るものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の払込みは、同項第1号又は第2号に該当する者に対して行う場合にあつては納付書<u>又は納入書</u>により、同項第3号に該当する者に対して行う場合にあつては法第747条の5の2第2項に</p>

に該当する者に対して行う場合にあっては法第747条の5の2第2項に規定する総務省令で定める方法によるものとする。

3 略

(環境性能割の納付の方法)

第137条の11 環境性能割の納税義務者は、第137条の9第1項又は前条の規定により環境性能割を納付する場合（法第170条の規定により当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、法第162条第1項の証紙に代えて、当該環境性能割額（当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。）に相当する現金を納付しなければならない。

2 知事は、前項の現金の納付があったときは、第137条の9第1

規定する総務省令で定める方法によるものとする。

3 略

(環境性能割の納付の方法)

第137条の11 環境性能割の納税義務者は、第137条の9第1項又は前条の規定により環境性能割を納付する場合（法第170条の規定により当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第3条に規定する収入証紙（以下「鳥取県収入証紙」という。）を貼ってしなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼付けに代えることができる。

2 環境性能割の納税義務者は、情報通信技術を活用した行政の推

項又は前条の規定により提出すべき申告書又は修正申告書に規則で定める納税済印を押すものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第137条の9第1項の規定による申告書の提出を行う場合は、この限りでない。

（種別割の徴収の手続）

第143条 前条第2項の規定により種別割を納付する者は、新規登録の申請をする際に、当該種別割の額に相当する現金を納付しなければならない。

進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第137条の9第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第6条第2項及び前項の規定にかかわらず、知事から得た納付情報により当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。

（種別割の証紙徴収の手続）

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって種別割を納付する者は、新規登録の申請をする際に、第144条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙を貼って、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に

2 知事は、前項の現金の納付があったときは、第144条の規定により提出すべき申告書又は報告書に規則で定める納税済印を押すものとする。

(種別割の徴収方法の特例)

第143条の2 第142条第2項の規定により種別割を納付すべき者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の種別割の徴収方法は、第6条第2項及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該種別割を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第177条の12の総務省令で定める方法によ

相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによつて鳥取県収入証紙の貼付けに代えることができる。

(種別割の徴収方法の特例)

第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもって種別割を納付すべき者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の種別割の徴収方法は、第6条第2項及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該種別割を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第177条の12の総務省令で定め

ることができる。

(狩猟税の徴収の手続)

第211条 前条第1項の規定により、狩猟税を納付する者は、狩猟者の登録を受ける際に、知事が定める関係書類を提出し、当該狩猟税の額に相当する現金を納付しなければならない。この場合において、第208条第1項第2号又は第4号に該当する者は、その旨を証明する書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により現金の納付があったときは、同項の関係書類に規則で定める納税済印を押すものとする。

る方法によることができる。

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第211条 前条第1項の規定により、証紙をもって狩猟税を納付する者は、狩猟者の登録を受ける際に、知事が定める関係書類に鳥取県収入証紙をはって、その税金を納付しなければならない。この場合において、第208条第1項第2号又は第4号に該当する者は、その旨を証明する書類を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、県外の者その他の証紙を購入することが困難な者は、出納員の管理する口座に同項の規定による証紙の額面金額に相当する現金を振り込むことにより、同項に規定する鳥取県収入証紙の関係書類へのはり付けに代えることができる。

3 知事は、前項の規定により出納員の管理する口座に現金が振り込まれたときは、第1項の関係書類に規則で定める納税済印を押すものとする。

3 略

4 略

(鳥取県特別会計条例の一部改正)

第3条 鳥取県特別会計条例（平成19年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
名称	設置目的	歳入	歳出	名称	設置目的	歳入	歳出
1 鳥取 県用品 調達等 集中管 理事業 特別会 計	規則で定める用品 の調達その他規則 で定める事務の集 中管理事業の円滑 な運営及びその経 理の適正化を図る こと。	集中管理事 業収入、一 般会計から の繰入金及 び附属諸収 入	集中管理事業費 その他の諸支出	1 鳥取 県用品 調達等 集中管 理事業 特別会 計	規則で定める用品 の調達その他規則 で定める事務の集 中管理事業の円滑 な運営及びその経 理の適正化を図る こと。	集中管理事 業収入、一 般会計から の繰入金及 び附属諸収 入	集中管理事業費 その他の諸支出

				2 鳥取 県収入 証紙特 別会計	鳥取県収入証紙条 例（昭和39年鳥取 県条例第9号）の 規定による証紙 （以下「収入証 紙」という。）の売 りさばき及び収入 証紙による収入を 適正に運営するこ と。	収入証紙の 売りさばき 収入及び附 属諸収入	一般会計への繰 出金、収入証紙 の売りさばき手 数料その他の諸 支出
<u>2</u> 略				<u>3</u> 略			
<u>3</u> 略				<u>4</u> 略			
<u>4</u> 略				<u>5</u> 略			
<u>5</u> 略				<u>6</u> 略			
<u>6</u> 略				<u>7</u> 略			

7 略

8 略

9 略

10 略

8 略

9 略

10 略

11 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(鳥取県収入証紙条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の鳥取県収入証紙条例第5条第1項に規定する小売りさばき人（以下「小売りさばき人」という。）が売りさばいた証紙（著しく汚染し、又は損傷したものを除く。以下同じ。）は、施行日から令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によりこれによる収入の方法により歳入を徴収することができる。

3 証紙を保有する者は、施行日から令和8年9月30日までの間、これを知事に返還して、当該証紙の定価から施行日における売りさばき手数料に相当する金額を控除した金額（以下「還付金額」という。）の還付を受けることができる。

4 小売りさばき人は、施行日前に買い受けた証紙を施行日以後遅滞なく、返還しなければならない。この場合において、知事は、令和8年9月30日までに当該返還をした者に対し、還付金額を還付するものとする。

(鳥取県税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 証紙徴収の方法により徴収される自動車税及び狩猟税を納めようとする者は、施行日から令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によりその税額を納付することができる。

(鳥取県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 鳥取県収入証紙特別会計の令和3年度から令和8年度までの予算執行及び会計事務については、なお従前の例による。